

令和4年度あんしん安全服薬環境基盤整備事業（市町村による
重複服薬通知支援事業）について（協力依頼）

令和4年8月25日
一般社団法人 京都府薬剤師会
薬局業務ワーキンググループ

標記につきまして、京都府健康福祉部医療保険政策課より一般社団法人京都府薬剤師会が委託を受けまして事業を行います。

内容を下記にお示しいたします。つきましては、何卒ご協力を頂戴できますようお願い申し上げます。

記

1 事業の趣旨・目的

府民が安心して薬物治療を受けられるよう、かかりつけ薬局・薬剤師による服薬情報の薬学管理等を行い、重複服薬の解消を行う。

2 方法・手順

国民健康保険の保険者が患者に送付する「服薬情報のお知らせ」の通知（内容は研修録画を参照ください。）について、各薬局で通知持参者への対応を行う。

- ・ 京都府が設定した重複服薬者の抽出基準に基づいて、当該患者に国民健康保険保険者から通知が行われる。
- ↓
- ・ 患者は自己の判断に基づき、本通知を医療機関または薬局に持参する。
- ・ 薬局に持参した患者については、適切な薬学管理指導等を行う。
- ↓
- ・ 本通知に基づいて行われた薬学管理指導等の内容を通知同封書類にて薬局から保険者にFAXにて報告をいただく。

3 患者への本通知同封書類内容：研修録画参照ください。

- ①服薬情報のお知らせ ②お薬一覧 ③FAX送信票

4 本通知送付地域：研修録画参照ください。（通知地域は限られていますが受診医療機関や処方箋受付薬局は多地域に渡ると思われます。）

5 本通知開始時：令和4年9月初旬

研修動画URL：<https://1drv.ms/v/s!AqrPOw3g9a6qgrtre48bKaqjVGrrKg?e=GkAVIu>

研修資料（PDF）：https://1drv.ms/b/s!AqrPOw3g9a6qgrtsg3_Un5Ugz-tHuw?e=P4OhFh

※本事業の方法手順等につきましては、京都府薬剤師会ホームページの研修録画等をUPしております。また上記URLにて閲覧等が可能です。参考にして下さい。